

令和7年度
やすらぎ公園
トライアル・サウンディング実施要領

田原本町

令和7年7月1日

1 トライアル・サウンディングとは

トライアル・サウンディングとは、公共空間の有効活用に向けて、民間事業者（町民団体や個人を含む）に一定期間、実際に暫定利用していただきながら、その活用方法や可能性について町と対話・意見交換（サウンディング）を行う仕組みです。本町では、こうした「場」や「空間」の実験的な活用を通じて、地域社会に新たな価値を創出し、住民にとってより親しみやすく、利用しやすい公共空間の提供を目指しています。多様なアイデアや人々の関わりを積極的に取り入れながら、地域のにぎわいや活力を生み出す新たな拠点を創り出していきたいと考えています。

2 やすらぎ公園で実施する目的

やすらぎ公園は、田原本町の西端に位置し、北側に旧やすらぎ体育館・老人福祉センターと隣接しています。本公園は、四季折々の草花や樹木など公園全体に配し、起伏のある地形を周囲する遊歩道とあいまって花と緑に囲まれた憩いとふれあいの場となっています。

隣接する旧やすらぎ体育館は、近年では、施設の老朽化や利用状況、維持管理にかかる負担などの課題が顕在化してきたことから、令和5年度に改訂された「田原本町公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の公共施設のあり方を見直す一環として、体育館としての役割を令和7年5月31日で終了することとなりました。今後は、隣接する（仮称）飛鳥川西防災公園と連携し、当該施設の一部を防災倉庫として活用することで、田原本町西部における防災拠点としての機能を担っていく予定です。また、施設の残りのフロアについては、行政による利用予定がないことから、民間事業者による利活用の可能性を検討しています。そこで、隣接する本公園についても施設や空間の新たな活用方法を模索する手法として、「トライアル・サウンディング」を実施することとしました。

3 対象スペース

次のスペースを対象とします。（別図1参照）

4 申請(応募)方法

(1) スケジュール

令和7年7月1日 実施要項の公表

令和7年7月7日から令和7年10月31日まで 暫定使用者の募集・実施

(2) 提出書類

申請者は、次の書類を提出することとします。

ア 行政財産使用許可申請書(様式第1号)

イ 暫定使用計画書(様式第2号)

ウ 誓約書(様式第3号)

エ その他町が求める書類

(3) 書類の提出場所及び提出方法

田原本町まちづくり建設課に直接提出するか、又は、次のメールアドレス宛に提出書類のデータを添付してメールを送信してください。書類を持ち込む場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

提出先メールアドレス：kensetsu@town.tawaramoto.nara.jp

(4) 現地調査及び事前相談

現地調査又は事前相談を希望する場合は、事前に田原本町まちづくり建設課へ連絡してください。

受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

5 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

ア 申請者は、暫定使用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ 申請者は、単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体)とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

(2) 申請者の要件

申請者は、別表1に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

(3) 申請に関する留意事項

ア 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い及び特許権等

(ア) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、申請者に無断で使用することはありません。

(ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(エ) このトライアル・サウンディングに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがあります。

ウ 法令等の順守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定使用時における法令適合のリスクを負うこととします。

6 暫定使用の要件等

(1) 暫定使用の内容

暫定使用の内容は、次のいずれも満たすこととします。

ア 原則として、本町の財政負担を伴わないものであること

イ 仮に本町に使用料を納付したとしてもなお成立する見込みがある事業モデルであること

(2) 対象外とする暫定使用

別表2に掲げるものの用に供する暫定使用はできないこととします。

(3) 暫定使用期間

暫定使用期間は、原則として1日以上、1か月以内とします。

(4) 暫定使用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定使用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定使用する者の負担とします。

イ リスク分担等

暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定使用状況の公表

本町のホームページ等において、暫定使用の概要を公表することがあります。

エ その他使用に当たっての留意事項

別表3に示す事項に留意してください。

7 審査等

(1) 書類審査

提出書類について、参加資格及び暫定使用の要件を満たしているかを審査します。

申請者は、審査に伴い本町が面接を求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

ア 審査に合格した申請者に提案承認通知書を交付します。

イ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

8 暫定使用の開始等

(1) 暫定使用の開始

ア 提案承認通知書が交付された者は、申請書類に記載した内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、交付された書面に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定使用期間中は、通知書を携行し、本町職員から提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や災害対応等により本町が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。

9 モニタリング及び報告

(1) モニタリング

暫定使用する者は、暫定使用期間中に本町が実施するモニタリング調査について協力することとします。

(2) 報告等

暫定使用する者は、暫定使用期間が満了した後、本町に対して実績報告書(様式第4号)を提出するとともに、本町がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

別表 1

ア	地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと
イ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと
ウ	民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること
エ	会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)第 1 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号)第 3 0 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下「更生手続開始の申立て」という。))をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること

別表 2

ア	公序良俗に反するもの
イ	騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
ウ	政治的又は宗教的な活動に該当するもの
エ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 7 7 号)第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
オ	その他、本町が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

別表 3

ア	暫定使用が可能な時間は、午前 8 時から午後 1 0 時までを標準時間とします。準備・撤収もこの時間内に行って頂くようお願いします。
イ	暫定使用の場所や日時が重なった場合はこれらの変更をお願いすることがあります。
ウ	資機材等の搬入に当たって、周辺道路に車両を駐車することはおやめください。

敷地面積 7784m²敷地面積 7784m²